

質問

法学部では裁判のどのような内容を学べますか。

質問への回答

日本の裁判は、大きく、民事裁判と刑事裁判の二種類に分けられます。

民事裁判とは、基本的に、私人と私人の間での紛争を解決することを目的とする裁判です。民法や商法といった科目では、各種の紛争がどのように解決されるべきかのルールを学ぶことができます。また、民事訴訟法という科目では、民事裁判を進める手続きについて学ぶこととなります。

他方、刑事裁判とは、個人が行った犯罪に対して国家が刑罰を科してよいかを判断する裁判です。刑法という科目では、主として、どのような行為が犯罪になるかを学ぶことができます。また、刑事訴訟法という科目では、刑事裁判を進める手続きについて学ぶこととなります。

質問

英語や現代文を学ぶ事の大切さを教えていただきましたが、英語や外国語についてはどうやっていくべきでしょうか。

質問への回答

大学での専門的な学びに資するという観点からは、辞書をこまめに引くことを強くお勧めします。具体的には、単語と日本語訳を一対一対応で覚えるのではなく、辞書に挙げられた複数の意味の中から、例文も参照しつつ、文法的・意味的にもっとも文脈に適するものはどれかを考える習慣をつけるとよいでしょう。

質問

模擬裁判や判例を使ったディベートなどをする事がありますか。

質問への回答

法学部では、少人数の受講科目として「演習」という科目を提供しています。演習の内容は担当教員によって異なりますが、担当教員によっては、受講生をグループ分けして模擬裁判を行ったり、実際の判例を題材としてその当否を議論したりする演習もあります。

質問

児童虐待のほかに、処罰の判断が難しいものはなんですか？

質問への回答

前提として、処罰の判断の難しさは、①実際に犯行があったかを立証することの難しさと、②刑事責任を問うべき行為自体は立証できるものの、法的にみてその行為が刑法の処罰規定の要件に当たるかの判断の難しさに分けることができます。

児童虐待事案は、基本的に①の意味での難しさが問題となります。というのも、こうした事案では、主に家庭内という密室環境で犯行が行われ、かつ、被害者が幼いために証言も獲得しづらいからです。

②の意味での難しさが近時、問題となっている事案類型として、侮辱罪（刑法231条）を挙げることができます。刑法学上、侮辱罪における「侮辱」とは、一般に、他人に対して軽蔑の表示を行うことだと理解されています。例えば、SNS上で特定人物を名指しして「〇〇は無能で馬鹿な奴だ、生きる価値がない」などと投稿する行為が「侮辱」に該当することは明らかでしょう。他方で、例えば、野球場でプロ野球を観戦している観客が、失策した選手に対して「下手くそ、引込め」などと野次を飛ばすことは「侮辱」に該当すると考えるべきでしょうか？表現の自由（憲法21条）への配慮が必要となる難しい問題ですが、ぜひ、限界を考えてみてください。